

# 船舶事故調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月31日 11時10分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町龍飛埼西方沖 龍飛埼灯台から真方位279° 350m付近 (概位 北緯41° 15.5′ 東経140° 20.3′)
事故の概要	漁船第八龍栄丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八龍栄丸、1.5トン AM3—33121（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、漁船法馬力数30
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	不詳（船体行方不明）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、龍飛埼西方沖を南西進中、突然主機が停止し、風潮流で圧流され、付近の浅所に乗り揚げた。 船長は、水深が腰高程度の水深の岩場を歩いて避難するとき、岩場で足を挟んで骨折したものの、付近にいた釣り人2人の援助を受けて陸岸に避難した。 本船は、その後の荒天で行方不明となった。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、航行中、主機が停止したことから、風潮流で浅所に圧流され、乗り揚げたものと考えられる。 本船は、本事故後の荒天で行方不明となったことから、主機が停止した原因を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、主機が停止したことにより、風潮流で浅所に圧流され、乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・日頃から機関の保守点検及び整備を励行するとともに、運航に係る機関故障発生後の措置を速やかに行うことができるよう訓練しておくこと。